

宮漁調委指示第 141号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1項の規定により、
次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照豊

宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第20号（管理番号：20-1、20-2号）の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

1 禁止区域（経緯度はいずれも世界測地系の経緯度）

(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の区第20号（管理番号20-1A、20-1B号）の区域

ア 基点第 149号から 147度 22分 1,146メートルの点
（北緯 31度 26分 2.048秒、東経 131度 13分 16.897秒の点）

イ 基点第 149号から 176度 17分 1,532メートルの点
（北緯 31度 25分 43.778秒、東経 131度 12分 57.212秒の点）

ウ 基点第 149号から 190度 29分 1,245メートルの点
（北緯 31度 25分 53.688秒、東経 131度 12分 44.895秒の点）

エ 基点第 149号から 199度 3分 1,356メートルの点
（北緯 31度 25分 51.834秒、東経 131度 12分 36.709秒の点）

オ 基点第 149号から 215度 9分 1,229メートルの点
（北緯 31度 26分 0.840秒、東経 131度 12分 26.694秒の点）

カ 基点第 149号から 203度 13分 345メートルの点
（北緯 31度 26分 23.139秒、東経 131度 12分 48.390秒の点）

基点第149号の位置は次のとおり

基点第 149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島沖合の区第20号（管理番号20-2号）の区域

ア 基点第 150号から 272度 7分 2,540メートルの点
（北緯 31度 25分 5.970秒、東経 131度 12分 44.831秒の点）

イ 基点第 150号から 255度 7分 3,494メートルの点
（北緯 31度 24分 33.834秒、東経 131度 12分 13.012秒の点）

ウ 基点第 150号から 234度 29分 2,937メートルの点
（北緯 31度 24分 7.511秒、東経 131度 12分 50.291秒の点）

エ 基点第 150号から 242度 38分 1,999メートルの点
（北緯 31度 24分 33.037秒、東経 131度 13分 13.644秒の点）

オ 基点第 150号から 250度 30分 2,115メートルの点
（北緯 31度 24分 39.964秒、東経 131度 13分 5.391秒の点）

カ 基点第 150号から 255度 7分 1,912メートルの点
（北緯 31度 24分 46.933秒、東経 131度 13分 10.929秒の点）

基点第150号の位置は次のとおり

基点第 150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標鉾

2 禁止期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和10年 8 月 31日まで